

回覧									

町内会の皆様へ

盛岡市長 内 舘 茂
(公 印 省 略)

自転車走行空間整備工事の実施について(お知らせ)

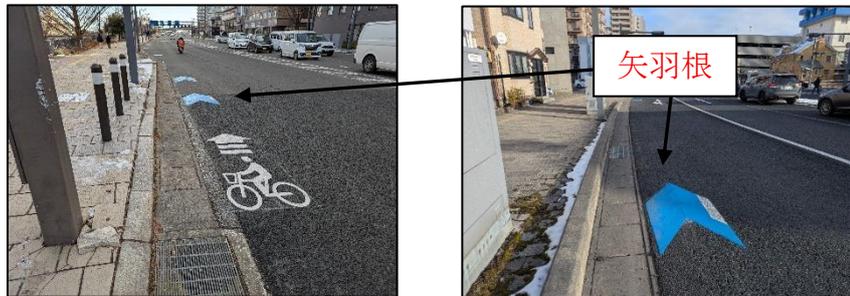
盛岡市では、自転車が安全に走行できる空間の整備を進めており、このたび市道へ自転車の走行空間を示す路面標示を設置いたします。

騒音や通行の規制等により通行時や現場付近にお住まいの皆様にご不便や御迷惑をおかけいたしますが、安全第一で進めて参りますので、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

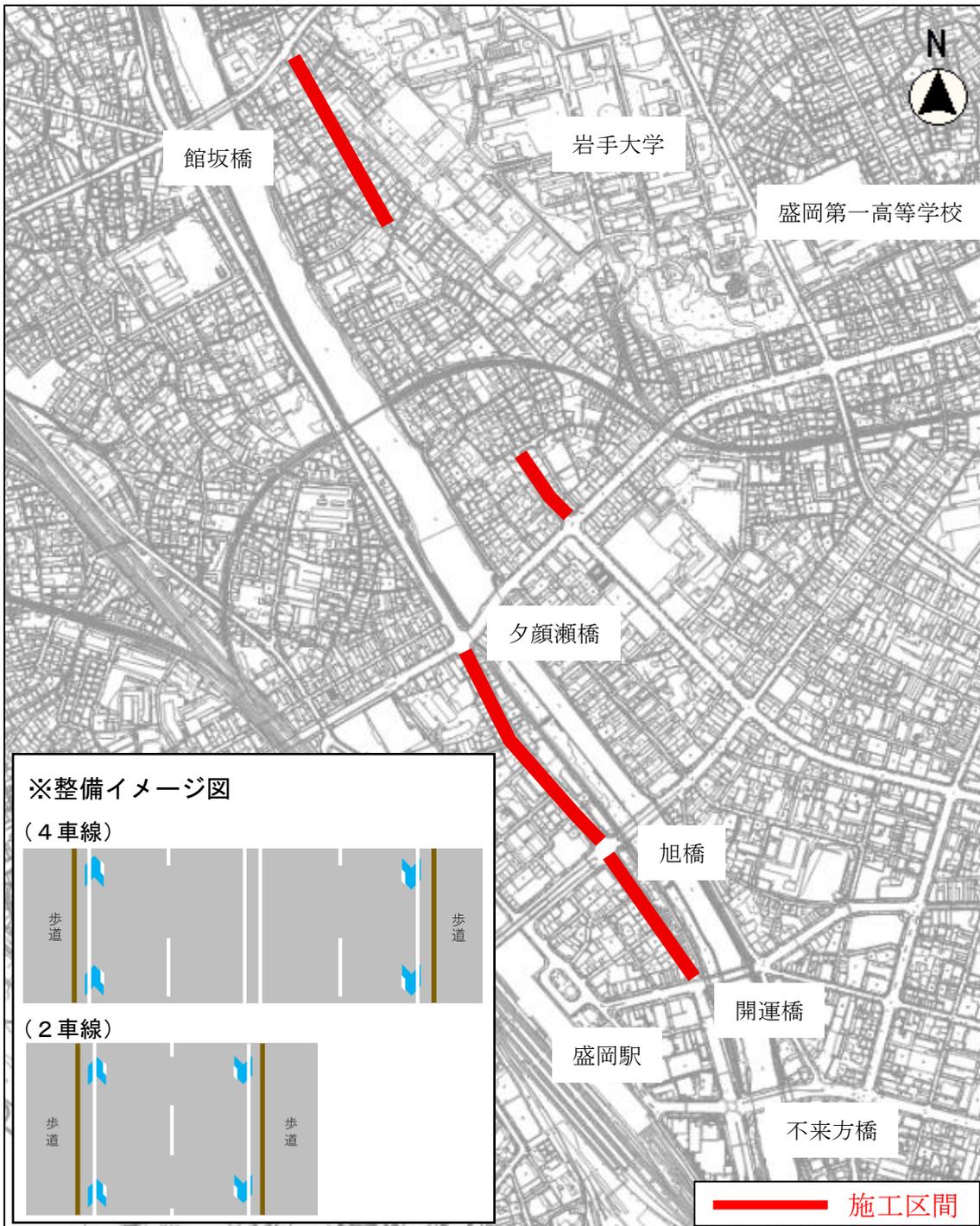
- 1 工事の名称 市道開運橋夕顔瀬橋線外自転車走行空間整備工事
- 2 工事の場所 ※裏面「工事位置図」を御覧下さい。
- 3 工事の内容 車道上に自転車マークや進路方向を示す矢羽根等を設置します。
一部区画線の引き直しも行います。

施工例 (参考)



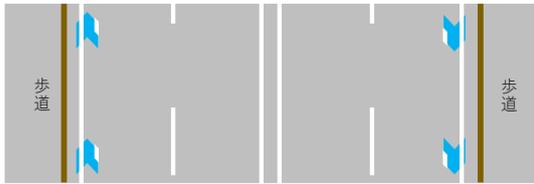
- 4 工事の期間 令和7年7月26日～令和7年10月26日
※現場着手時期は、令和7年9月中旬頃を予定しています。
※天候等の諸事情により着手時期や工事期間が変更となる
ことがありますので御了承ください。
- 5 安全対策等 工事中は、交通誘導員を適切に配置し、歩行者や通行車両の
安全確保に努めます。
- 6 お問い合わせ
〈市 担 当〉盛岡市 建設部 道路建設課 街路係 (電話 019-626-7520)
〈施工業者〉岩手道路開発株式会社 (電話 019-656-1860)

工事位置図

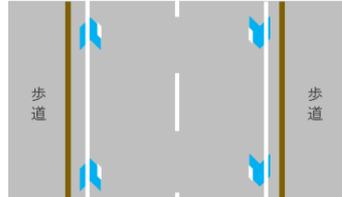


※整備イメージ図

(4車線)



(2車線)



【自転車の交通ルール】

- ・ 自転車は原則車道の左側を通行しなければなりません。
(矢羽根が設置されている箇所については、矢羽根上を走行しましょう。)
- ・ 例外的に歩道の通行が認められるのは以下のとおりです。
 - ① 「歩道通行可」の標識のある歩道を通行するとき
 - ② 児童(6歳以上13歳未満)や幼児(6歳未満)が運転するとき
 - ③ 70歳以上の高齢者が運転するとき
 - ④ 内閣府令で定める障害のある身体障害者が運転するとき
 - ⑤ 車道または交通の状況に照らして、やむを得ないと認められるとき



自転車歩道通行可